平成２９年（フ）第９８号
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町999番地　シルバーホーム　ランタナ、旧住所埼玉県上尾市大字上野567番地　ケアハウスあけぼの308
債務者　岡野　六郎
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３０１号
京都府城陽市枇杷庄島ノ宮98番地　グレセントＹＹＵ－Ⅱ218号、前住所京都府城陽市枇杷庄島ノ宮98番地　グレセントＹＹＵ－Ⅱ212号
債務者　加藤　忠宏
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３２４号
京都市伏見区小栗栖中山田町60番地　府営住宅小栗栖西団地17―205
債務者　川俣　美子
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３５２号
京都市東山区福稲柿本町20番地130
債務者　細川　大輔
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３８２号
京都市上京区東堀川通中立売下る東橋詰町65番地１　リエス東堀川1001号
債務者　中村　岳靖
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１４２号
兵庫県尼崎市東園田町３丁目47番地の１
債務者　三島かおりこと　西川　　香（旧姓三島）
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１７２号
兵庫県尼崎市額田町16番25―202号
債務者　山本　昭洋
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１９９号
兵庫県尼崎市塚口本町２丁目３番７号池田パンション２Ｆ20号
債務者　藪内　和雄
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３号
鳥取県境港市渡町2193番地４
債務者　江尻　隆弘
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第１４８号
広島市安佐南区相田７丁目20番５号
債務者　宮本　昭次
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２６３号
広島市佐伯区楽々園４丁目11番14号
債務者　河野　亘宏
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２８３号
広島市西区楠木町２丁目１番19―405号
債務者　岡本　　舞（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５０５号
福岡県大野城市白木原４丁目12番34号　富永荘Ｂ－２号
債務者　川崎　末義
1　決定年月日時　平成29年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７号
茨城県牛久市さくら台１丁目45番地11
債務者　緑川　照章
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第２３号
茨城県取手市野々井1025番地７
債務者　安斉　竜太
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第２４号
茨城県守谷市御所ケ丘５丁目７番地21
債務者　岡﨑　佑美
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第３０号
茨城県牛久市牛久町3010番地98、前住所茨城県牛久市牛久町2972番地５
債務者　竹田　　守
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係